

義經濟機構ニ還ツテ、個人ノ權利義務ヲ基
本ニシタ舊來ノ私法デ律シ得ラレルカト云
フ、是ハ恐らく望ミ得ナイコトデアリマ
シテ、即チ思想的ニモ經濟機構ニ對スル考
ベ方ガ、根本的ニ世界的ニ變ツテ來タノデ
アリマスカラ、之ニ對應スル私法ノ改革ヲ
スルコトガドウシテモ必要ダト思フノデア
リマス、實情ニ即セザルモノヲ其ノ儘ニ放
任シテ置イタナラバ、死文ニナツテシマフ、
ソレデハ却テナキニ如カズ、ソレヨリモ今
カラ司法當局ニ於テ御計畫ニナラレテ、一
大調查機關デモ御設ケニナツテ、今日ノ經
濟體制、國民經濟生活ヲ基礎ニシテ、ソレ
ニ對應シ得ルヤウニ、民法商法等ノ私法關
係ヲ改革スル御意思アリヤ否ヤヲ承リタイ
ヲアリマス。

○大森政府委員 御示シノ通り現行民法及
ビ商法ノ下ニ於キマシテ、現在ノ經濟情勢
ニ即應シナイ規定ノ相當ニアルコトハ、私
共モ考ヘテ居ルノデアリマス、只今御鞭撻
ニ相成リマシタヤウニ、司法部ノミガ時局
ニ違レテ居ルト云フコトハ申譯ガナイコト
デアリマス、私共モ大ニ時局ニ目覺メマ
シテ、是等ノ法規ノ整備ニ當リタイト存ジ
テ居リマス、尤モソレニ付キマシテハ御指
摘ニナリマシタヤウニ、調査機關ト云フヤ
ウナモノモ必要デアリマセウ、ガ併シ、先
行キタイト存ズルノデアリマス、隨ヒマシ
テ直チニドウ云フ調査機關ヲ設ケルカト云
フコトヲ御答ヘスル程度ニハ參ツテ居リマ
セスケレドモ、吾々ニ左様ナ點ニ付テ十分
研究ヲシタイ熱意ノアル所ハ、十分ニ御諒承

ヲ願ヒタインデアリマス
○山本(兼)委員 諒承致シマシタ、更ニモ
ウ一點關聯シテ御伺ヒシタインデアリマス
ガ、最近マデニ司法一元化ガ相當ニ強ク叫
バレテ居リマシテ、司法當局ニ於テモ之ニ
御留意ノ上、大分一元化ニ向ツテ實績ガ舉
ソテ居ルコトハ、私モ之ヲ認メテ居リマス、
併シ未だシノ感ナキニアラズデアリマシテ、
モウ一步進メテ、今日人的資源ノ缺乏シテ
居ル折柄、他面ニ於テハ在野法曹ノ活動ス
ベキ部面ガ縮小セラレツツアルコトモ考慮
ニ入レテ見マスト、司法一元化ノ實現ヲス
ルノニ、極メテ好イ機會デハナイカト考ヘ
ヨリ多く在野法曹ヨリ判檢事ヲ登用セラレ、
サウシテ一面ニ於テハ人的要素ノ充實ヲ圖
リ、一面ニ於テハ民間有能ノ士、知識經驗
者ヲ採用シ、而シテ所謂戰時下ニ於ケル敏
速ナル裁判ヲスルニ練達堪能ノ士ノ必要ナ
ル今日デアリマスカラ、ソレ等ノ點カラ考
ヘテモ、此ノ際一ツ一段ト御考慮ヲ願ツタ
ラ如何カト思ヒマスガ、從來通リノ御腹案
イト存ズルノデアリマス
○山本(兼)委員 能ク分リマシタ、更ニ進
ンデ、皇軍ノ赫タル武勳ノ結果、南方地
域ニ於ケル我國ノ占領地域ガ着々擴大セ
ラレテ居ル、之ニ對シテ軍政下ニ於テモ陸
軍、海軍共ニ相當國內ニ於ケル有能ノ士ヲ、
或ハ顧問、囑託ニ任用サレテ、是等占領地
域ノ政治ノ萬全ヲ期シテ居ラレルコトハ御
承知ノ通リデアリマス、ソコデ其ノ南方地
域ノ治安維持、秩序維持ト云フヤウナ點カ
ラ、司法官ノ進出モ亦相當必要ナリト思料
スルノデアリマスガ、此ノ點ニ付テ司法大
臣ハ何カ特段ナル御考ヘラサレテ居リマス
カ、御所見ヲ伺ヒタインデアリマス
○岩村國務大臣 只今御尋ねノ通り、南方
占領地域等ニハ相當ニ人ヲ要スルコトニナ
リマス、殊ニ只今ノ所ハ軍政下ニアリマス
ニスルト云フコトハ、是ハ不可能デアラウ
ト思ヒマス、併シナガラ實質ニ於キマシ

テ、私共在野法曹ノ諸君ノ御支援ヲ願ヒタ
イコトニ付テハ、是ハ今日ニ於テ益、其ノ必
要ヲ痛感シテ居ルノデアリマス、御承知ノ
ヤウニ段々ト手不足ニナツテ參リマスルカ
ラ、ドウシテモ在野法曹ノ方カラ御支援ヲ
願ハナケレバ、司法ノ運用ノ全キヲ期スル
コトガ出來ナインデアリマス、成程御指摘
ノヤウニ、在來モ其ノ方針デ進ンデ居リ
マシタケレドモ、在來以上ニ更ニ遙カニ御
支援ヲ願ヒタインデアリマス、私共ノ方カ
ラ辯護士諸君ニ御願ヒヲ致シマシテ、ドウ
カコチラノ方へ來テ下サイマセヌカト御依
頼致シマシテモ、俺ハ御免ヲ蒙ルト云ツタ
ヤウナ方モ是マデハ少クナカツタノデアリ
マス、ドウカ今後ハザウ云フコトノナイヤ
ウニ、私共モ手ヲ擴ゲテ歡迎致シマスカラ、
辯護士諸君ノ方カラモ進ンデ吾々ノ方ニ御
入り下サルヤウニ、十分ノ御配慮ヲ願ヒタ
イト存ズルノデアリマス
○山本(兼)委員 次ニ裁判所構成法ノ戰時
特例ニ關スル點ニ付テ、二點御尋ネシタイ
ノデスガ、其ノ一點ハ裁判所構成法ノ戰時
特例ヲ規定セラレナケレバナラナイ理由ハ、
昨日來ノ御説明ニ依ツテ能ク諒承致シテ居
リマス、之ヲ要約致シマスト、結局人的ニ
非常ニ缺クル所ガアルト云フコトガ一ツ
ト、戰時下ニアルカラ急速ニ事件ヲ處理シ
タイト云フコトガ一ツ、サウ云フ理由デ裁
判所構成法ノ戰時特例ヲ御設ケニナルト云
フノデアリマスカラ、此ノ點ハ異論ガアラ
ウ筈ハナインデアルカラシテ、私モ根本的
考ヘ方ニ付テハ決シテ贊成スルニ考デハナ
イ、併シナガラ此ノ戰時特例ヲ御設ケニナ
ツタ目的ト、而シテ此ノ戰時特例ノ規定ト
ヲ對照致シマスト、ドウモ是デハ政府ノ企
圖スル目的ヲ達シ得ルヤ否ヤニ付テノ疑問
ガアルノデアリマス、ソレハ先ツ第一ニ控
訴審ヲ廢シテ直チニ上告ヲ認メル、是デ果
シテ急速ニ事件ノ解決ガ付クカドウカ、果
シテ人物經濟ニナルカドウカ、此ノ點ニ付
テ私ハ疑問ガアル、今日マデノ裁判ノ審理
ノ實情ヲ見マスト、一審ノ事件デ是ガ控訴
トナリ上告トナリ、其ノ一審ノ裁判期間
ト、控訴審ノ裁判期間ト、上告審ノ裁判期
間トヲ檢討致シマスト、控訴審ヲ除イタ

カラト云ツテ、其ノ代リ直チニ上告ヲ認メ
ルコトニナルト、控訴スペカリシ事件ハ多ク
上告ニ持ツテ行カレルコトヲ豫想シナケレ
バナラス、サウスルト政府ノ企圖スルヤウ
ニ人物經濟ニナルトモ豫想出來ナイ、寧
ロ餘計ナ人ガ必要トナツテ來ルカモ知レ
ナイ、即チ相當知識、經驗ヲ有シ、之ヲ上
告審トシテ裁クニ適當ナル判事ノ必要ナ
ルコトハ多言ヲ要シナイ、サウ云フ風ニ
事件ガ多クナリ、人物ガ餘計ニ要ルト云
フゴトニナルト、人物經濟ニナラナイ、
他面事件ガソニ集結スレバ、勢ヒ審理
期間ガ延ビテ、從來上告審ヘ大體三箇月以內
デ片ガ付クノガ多イノデアリマスガ、五箇月、
六箇月ト云フノモ相當ニアル、一、二箇月
デ片付クノハ統計カラ云ツデ極メテ少イ、
ソレガ更ニ五箇月、六箇月ガ普通トナリ、
甚ダシキニナルト、一年或ハ十箇月モ要ス
ルヤウニナラナイトモ斷言出來ナイ、斯ウ
云フ見地カラ考へテ見ルト、私ノ狭イ經驗
カラ言ウト、ドウモ控訴審ヲ廢シテ上告ヲ認
メルコトニ依ツテ、政府ノ企圖スルヤウナ
目的ヲ達セラルルカニ付テ疑問ガアリマス
カラ、此ノ點ニ付テ何カ政府ニハスウ云フ
風ニナラウト豫想セラルルカラスウ云フ人
物經濟ニモナリ、期間ノ短縮即チ急速解決
モ出來ルノダト云フ、豫想ナリ理想ナリガ
オアリナラバ承リタイ

マシタ結果、第一審ヲ極メテ慎重ニシナケレバナラナイ關係モアリマスルカラ、三審級ヲ二審級ニシタガ爲ニソレダケノ手數ガ當然直チニ省ケルトハ存ジマセヌ、ケレドモ鬼ニ角控訴審ノ省略ト云フコトニナリマスレバ、相當ノ其ノ點ニ於ケル效果ハ舉ゲルコトト私共ハ確信ヲ致シテ居ル次第アリマス、尤モ計數等ノ詳細ニ付キマシテ、後ニ資料ヲ差上げマスカラ、之ニ付テ申述ベタイト存ズルノアリマス、只今申述ベマシタコトヲ要約シマスト、鬼ニ角控訴審ヲ省略シタノデアリマスルカラ、多少ノ手ノ空クコトハ是へ當然グラウト思ヒマス、併シナガラ、ソレダト言ツテ上告ノ殖エルコトモ考ヘナケレバナリマセヌシ、第一審ヲ少クトモ今日ヨリハ遙カニ慎重ニシナケレバナラナイト云フコトハアリマスカラ、眼ニ見エル程ノ效果ハ或ハナイカモ知レマセヌ、併シ控訴審省略ニ依ツテ相當ノ人員ノ空キヲ生ズルト云フコトダケハ、私共確信的ノ考ヘヲ持ツテ居ル次第アリマス、尙ホ人員ノ配置ノ點デアリマスガ、此ノ運用ニ依リマスルト、全國ノ地方裁判所ニ於テ多少ノ手ノ空キヲ生ズルト思ヒマス、其ノ手ノ空キノ一部ヲ控訴院ニ上ゲマシテ、上告審ノ増加ニ之ヲ充當致シ、又其ノ一部ヲ區裁判所ニ移シマシテ、サウシテ區裁判所第一審事件ノ審理ノ完璧ヲ期シタイ、斯様ニ思ツテ居リマス、將來ノコトデアリマスカラ、極メテ荒漠タル豫想ニハ過ギマセスケレドモ、私共此ノ案ニ依リマシテ、相當ノ效果ハ舉ゲタイト意氣込ンデ居ル次第デアリマス

テレタノデスガ、ソレハサウデアリマセウ、
ニハサウ云フコトガ言ヘル、又ソレガナケ
レバ本改正ノ理由ガ全然ナイノデアリマス
カラ、サウ云フ御確信ノアルコトハ諒承致
シマスガ、一體上告ヲ認メテ控訴ノ事實審
理ヲナクスルト云フコトガ、私ハ國民感情カラ
ト司法省ノ取扱ヒトガ疎隔スルヤウナ感じ
ガ致スノデアリマス、専門的法律家カラ言
ヘバ別トシテ、一般國民的感情カラ言フト、
上告ヲシテ甲ノ法律デ罰セラレテモ、乙ノ
法律ヲ適用サレテモ、例ヘバ詐欺デ罰セラ
レテモ、横領デ罰セラレテモ、或ハ竊盜デ
罰セラレテモ、サウ法律適用ガ間違ツテ居
タカラト云ウテ、國民ノ方カラ言フト一般
的ニ大シタ問題デハナイ、懲役三箇月ハ懲
役三箇月、懲役六箇月ハ懲役六箇月デアル、
ソレヨリモ本當ノ事實ヲ把握シテ戴イテ、
其ノ事實ヲ探究シテ、其ノ事實ニ即シタ裁判
ヲシテ貴フト云フコトガ國民ノ要望スル所
デアル、又戦時下ナルガ故ニ、法律適用トカ
解説トカ云フコトニ付テ、或ハツノ大審
院、上告裁判所ニ於テ取扱フノトハ、法ノ
解釋、適用等ニ多少食違ヒガ出来マシテモ、
即チ從來ノ如ク大審院ガ解釋ヲ統一シテ居
ル時代ト違ツテ、大審院ノ上告ヲナクスレ
バ區々ナ解釋モ豫想セラレマスケレドモ、
ソレハ戰時下ナルガ故ニ、國民的感情カラ言フ
チ法ノ適用ヲ斯ウスベキダトカ、法ノ解釋
ヲ斯ウスベキダト云フコトハ、大體ニ於テ
大審院ガ其ノ説明ヲ加ヘテ行キサヘスレ
バ、サウ澤山間違フモノデハナイ、又倘々
間違ツタ法ノ解釋ガアツタシテモ、ソレ
ハ戰時下ナルガ故ニ、國民的感情カラ言フ
バ我慢ガ出來ル、ソレヨリモ我慢ガ出來ナ

イノハ、事實ニ付テ親切丁寧ニ、而シテ眞實發見ノ眞摯ナ態度デ御取調ヲ願ツテ、事實ニ即シタ所謂適正妥當ノ裁判ヲシテ貰フト云フコトガ、國民ノ希望スル所デアリマス、サウ致シマスト政府ガ企圖スルヤウニ、迅速急速ニ事件ヲ處理スルト云フコトト、人物經濟ト云フ二ツノ目的ヲ達スルコトノ爲ニ、戰時特例ヲ設ケルト云フノナラバ、寧ロ上告審ヲ廢シテ、事實審理ヲモウ一遍訴院ノ事實調ヲ是認シテ、上告審ヲ廢メテ、シテヤル、ドウモ一審ダケデハ不安心ダ、モウ一遍調べテヤルト云フコトノ方ガ、私ハ戰時下ダカラ法律ノ解釋、或ハ又不統一ガアツテモ我慢シロト云フコトノ方ガ、私ハ戰時下ナルガ故ニ國民的感情ト一致スルト思フノデスガ、此ノ點ニ對スル御考ヘハ如何デスカ

ウニ我が國ノ刑事訴訟法デハ、幸ヒニ上告審ガ純粹ニ法律審ノミデハナク、多分ニ事實審的色彩ヲ加味シテ居ル譯デアリマス、即チ事實ノ著シキ誤認、刑ノ甚ダシキ量定、是ガ上告審ニ參ルコトニ相成ルコトニナツテ居リマス、ソレカラ又民事訴訟法ニ於キマシテモ是亦御熟知ノ通り、多年ノ裁判慣例ト致シマシテ、經驗則、實驗則ニ反シマスル事實ノ誤認、即チ證據法ニ反シマスル事實ノ誤認ニ付テ、上告審ニ於テ原判決ヲ十分ニ破毀致シテ居リマス、正確ナル統計ハ分リマセヌケレドモ、民事ニ於ケル上告デ破毀セラレルモノノ恐ラク大部分ハ、單純ナル法律問題デハナク、此ノ證據法ニ反スル事實ノ誤認ノ點ニ存スルモノガ多イグラウト思フノデアリマシテ、此ノ傾向ハ私共實ニ結構ナモノデアルト存ジテ居ルノデアリマス、即チ是等刑事訴訟法又民事訴訟法ニ於ケル前述ノ法規ノ下ニ於ケル事實ノ誤認ニ付テモ、上告審ガ之ニ裁判ヲ下ス、此ノ權限ヲ包括シタ上告審ヲ殘スコトガ當然デモアリ、結構デモアルト存ズルノデアリマス、尙ホ人物經濟ノ點デアリマスガ、人物經濟ノ點ノミニ重キヲ置ケコトハ出來マセヌ、ヤハリ審級省略ト云フコトハ固ヨリ望マシクナイコトデアリマスルカラ、之ニ對スル犠牲ノ程度ヲ十分ニ少クスルト云フコトヲ考ヘナケレバナリマセヌカラ、是今申上げマスル通り人物經濟ノミニ重キヲ置クコトハ出來マセヌケレドモ、其ノ人物經濟ノ點ダケニ付テ考ヘマスルナラバ、是ハドウシテモ上告審ヲ省略スルヨリ控訴審ヲ省略シタ方ガ有效ダト云フコトハ、自ラ明カデアラウト思フノデアリマス、要スルニ上告審、控訴審、二者何レヲ選ブカニ付テハ非

モソレガ事實ノ誤認カラ來リ或ハ證據ノ點
即チ司法警察官ノ捜ヘ上ガタ調書等ガ、事
實ニ即セアルモノニアツタリスルコトガ非
常ニ多イ、ソレ等ノ原因カラ多クハ是正セ
ラレテ居ルノデアツテ、法律適用ノ解釋ヲ
誤ツタ爲ニ是正セラレタルガ如キハ極メテ
其ノ數ガ少イ、斯ウ云フコトニナルト、結
局事實ノ認定ハ事實審ニ於ケル特權ナゾダカ
マシテ、是ハ司法當局ニ於テモ先刻御承知
ノ通り、大審院へ持ツテ行ツテモ、事實ノ
認定ハ是ハ事實審ニ於ケル特權ナゾダカ
ラ、之ヲ攻撃シテモ理由ニナラズト云フコ
トデ、甚ダシク不適當ナル認定ヲシテ、或
ハソレハ百ニ一ツカ、千ニ一ツ、刑ノ量定
ガ甚ダシク不當ダト云フコトデ、大審院デ
破レタ例モ、決シテ皆無トハ申シマセヌケ
レドモ、多クハ刑ノ量定甚ダシク失當ナラ
ズトシテ上告毀却セラレタモノガ今日ノ事
實デアリマス、サウスルト第一審判決ガ半
分近クモ適正妥當デナイ判決ヲシテ居ル事
コトニナルト、其ノ半分前後ノ是正セラル
ベキ判決ガ是正セラレズシテ終タツトシタ
ナラバ、是ハ如何ニ戰時下ダカラ我慢ヲシ
告スル、大審院ニ限ラズ上告ヲスルト云フ
實カラ見テ、是ガ控訴審ニ行ケバ、半分内
外是正セラレル、ソレガ今度ハ大審院ニ上
告スル、大審院ニ限ラズ上告ヲスルト云フ
コトニナルト、其ノ半分前後ノ是正セラル
ベキ判決ガ是正セラレズシテ終タツトシタ
ナラバ、是ハ如何ニ戰時下ダカラ我慢ヲシ
レト言ウテモ、司法ノ威信カラ、法律ノ威
信カラ考ヘテ、私ハ如何カト非常ニ疑念ヲ
懷イテ居ルノデアリマシテ、凡ユル方面カ
ラ色々論議セラレテ居ル點モ、多クハソコ
ニ理由ガアルノデハナイカト思フノデアリ
マス、之ニ對シテ私共ガ納得ノ行クヤウニ、ソ
レハ心配ナインダ、第一審ノ審理ニ付テハ、
今度ノ戰時特例ニ於テハ先づ判事ヲ練達堪
能ノ士ヲ向ケルトカ、或ハ審理ヲ極メテ慎

シテ甘ンジテ居ルモノデハアリマセヌ、何處マデモ改善ヲシナケレバナラナイノデアリマシテ、今日ヨリモ明日ノ成績ヲ良クスル、明日ヨリモ明後日ノ成績ヲ良クスル、云フコトニハ、吾々常ニ努力ヲシナゲレバナラナイト存ズルノデアリマス、而モ今日ト云フ決意ト用意トガナケレバナラナイノデアリマシテ、其ノ點ニ付テハ私共懸命ノ努力ヲ以チマシテ、御期待ニ副ヒタイト存ズルノデアリマス

ソレハ先づ第一ニ人員配置ノ問題デアリマス、區裁判所ニ練達堪能ナル判事ヲ配置スル、是ハ蓋シ先決的ノ問題デアラウト思フノデアリマス、御承知ノ通リニ區裁判所ニ相當經驗者ヲ以テ配置シマスルコトハ、大正二年ノ裁判所構成法ノ大改正ノ時ニ相當之ヲ實行致シマシタ、其ノ後大正十一年ニ御承知ノ破産法、和議法ガ區裁判所ノ管轄ニナリマシタ時ニ、是亦相當人員ノ配置ニ付テ注意致シタノデアリマス、何ニ致シマシテモ、區裁判所ハ本當ノ意味ニ於テノ第一線デアリマスカラ、之ニ堪能ノ判事ヲ配置スルノ必要ハ固ヨリデアリマスケレドモ、是マデ鬼角十分デナカツタ憾ミハ確力ニアルノデアリマシテ、私共今日現在ノ區裁判所ノ判事ノ配置方理想的デアルトハ決シテ申上ゲナイノデアリマス、ケレドモ斯様ナ案ヲ以テ臨ミマスル以上、區裁判所ヲ十分ノ経験アル判事ヲ以テ組織スル、此ノ用意ハ十分ニアル積リデアリマス、昨日モ判事ニ付キマシテハ地位ノ保障ガアリマスカラ、其ノ轉所ニ付キマシテ是マデハ相

當ノ困難ヲ伴ツタノデアリマスケレドモ、此ノ開戦以來、幸ヒニ吾々ノ方ノ氣組ガ正ニ緊張シテ參リマシテ、自己一身ノ爲ニ何處ノ區裁判ニハ行カナイト云フヤウナ判事ハ、全クナクナツタト存ズルノデアリマシテ、此ノ激刺タル意氣ヲ以テ、法案ガ幸ヒニ御協賛ヲ得ラレルナラバ、其ノ運用ニ萬全ヲ期シタイト云フ覺悟ヲ持ツテ居ル積リデアリマス

實誤認ト云フモノハ極メテ少イト、斯ウ云
フ結果ニナルノデアリマス、併シ是ハ經濟
事犯ニ付テ昭和十五年七月カラ昭和十六年
六月ニ至ル僅カニ一箇年間ノ統計デアリマ
スカラ、之ヲ以テ全部ヲ推ス考ヘハ毛頭モ
ゴザイマセヌ、又私共決シテ今日ノ實績ヲ
強辯スル積リモナインデアリマシテ、區裁
判所ノ人員配置、即チ其ノ結果區裁判所ノ
判決ヲ更ニ大イニ良クスルト云フ、コトニ付
テ、私共懸命ノ努力ヲ捧ゲタイ、其ノ決意
ノ程ヲ御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス
○山本(兼)委員 先程私ガ事實認定ヲ異ニ
スルト言ウタノハアレバ、間違ヒデアリマシ
テ、事實ニ即セザル刑ノ量定ヲシタト云フ
意味デアリマスカラ御諒承ヲ願ヒマス、司
法當局ガ此ノ改正ヲセラレルニ付テ、第一
審ノ裁判所構成ニ付テ、相當御考慮ニナツ
タコトハ拜察出來マスガ、私ハドウモソレ
ダケデハ、此ノ控訴理由アリトシテ是正セ
ラレタ判決ノ多イ點カラ見テ、果シテ政府
ノ期圖スルヤウナ練達堪能ノ第一審判事が
得ラレルカドウカ、現在ノ司法當局ハサウ
デモアリマスマイケレドモ、從來ノ政府ノ
御答辯ヲ聽イテ居ルト、ソレハ斯ウスルト
議會デ御答辯ニナツテモ、濟シデシマフト、
ソレガサツパリドウモ實現シナインガ今マ
デノ實情デアリマス、此ノ度ハ國民ノ重大
人權ニ關スル問題デアリマスカラ、勿論
只今御言明ノ如ク、區裁判所即チ第一審裁
判所ニ於ケル司法官ノ配置ニ付テハ相當考
慮セラレ、而シテソレガ實現セラレルコト
ハ、私モ左様アラベナラストハ考ヘテ居
リマスガ、ソレガ政府ノ企畫スルヤウニ出
來ルカドウカ、大正二年ノ大變動ノ時ニハ

ウニ私ハ記憶シマスガ、此ノ度ハソレガナ
アリ、而シテ區裁判所ニ轉任シテ行クコトガ
ガ、詰リ上級審カラ判事ガ最下級ノ裁判所
ニ轉任シテ行クコトガ、果シテ政府ノ企畫
スル如ク總テガ圓滑ニ行クカドウカト云フ
コトモ懸念セラレル、ソレヤ是ヤヲ考ヘテ
行クト、大森次官ガ企畫セラレテ居ルヤウニ
ニ、御言明ナラレルヤウニ、國民ガ安心シ
テ裁判ニ服スル、一ツモ間違ヒガナイノダ、
適正妥當ナ裁判ヲ受ケラレルノダト云フ、
安心ノ行ケルヤウナ第一審ノ人的構成が出来
ルカドウカ、モウ少シ御説明ヲ願ヒタイ
○大森政府委員　只今モ申述ベマシタ通
リ、成程此ノ特別案ハ、裁判所ノ組織ナリ
運用ナリニ付キマシテ重大ナル變更ヲ以テ臨ミマス
ル以上、之ニ對スル吾々ノ覺悟ハ相當ニ付
イテ居ナケレバナラナイ筈デアリマシテ、先
マス、斯様ナ重大ナル變更ヲ以テ臨ミマス
ル程來申述ベマシタ私ノ御約束ト申シマスル
カ、言明ト申シマスルカ、是ハ決シテ通り
一遍ノ御挨拶デハナイ積リデアリマス、即
チ區裁判所ノ充實ニ付テ確信ナクシテ斯様
ナ法案ヲ出セナイ筈デアリマシテ、私共ハ
其ノ點ニ付テハ及バズナガラ相當ノ確信ハ
持ツ居ルノデアリマス、其ノ點ニ付キマ
シテ只今モ御懸念ニ相成リマシタヤウニ
地位ノ保障ニ付テノ故障モアリマスルガ、
是モ幸ヒニ御安心ヲ願ヒタインデアリマシ
テ、舊臘八日ノ開戦以來、流石ニ吾々一同
ノ氣紺ミガ變ツテ參ツタノデアリマス、即チ
人員配置ノ命ヲ受ケマスルヤ、滅私奉公ノ
精神ニ依リマシテ、相當堪能ナル人ヲ區裁
判所ニ派遣シ得ルト云フ見込ハ付イテ居ル
ノデアリマス、尤モ之ニ付テハ先日モ申述

ベタ所デアリマスガ、幸ヒニ御協賛ヲ經マシテ、是が法律ニ相成リマスルナラバ、其ノ公布直後全國ノ監督官ヲ會同致シマシテ、更ニ吾々一同ノ氣組ミヨ新タニシテ、此ノ人員配置ノ萬全ニ付テ邁進ヲシタイト考ヘテ居ル次第アリマス。

○山本(參)委員 モウ一點御伺ヒ致シマスガ、此ノ改正ノ中デ、國防保安法トカ、軍機保護法トカ、其ノ他ノ破廉恥罪等ニ付テ二審制度ニ改正セラレルコトハ先づ姑ク措クトシテ、資料ニ依ツテ見マシテモ、先程御示シノヤウニ、昭和十四年四月カラ昭和十六年六月マデノ統計デアリマスガ、相當數第二審ニ於テ是正セラレテ居ル、而モ我ガ國ノ統制經濟ハ極メテ顯著ナル如ク、自由主義經濟機構ヲ急激ニ變革シタモノデアリマシテソレガ實情ニ即セズ、或ハ一旦統制シタモノガ、ヤリ方ガ惡イト云フノデ、之ヲ是正シタリ、色々ナ變化ヲ來シテ、最近漸ク統制經濟ガ板ニツイタト言ツテモ過言デナインデアリマス、其ノ間ニ起ツテ來タ事案ガ、今後ニ於テ摘發セラレル數モ相當豫想セラレナケレバナラヌ、而モ永年ノ間自由主義經濟機構ニ慣レ切ツタ國民ガ、成程支那事變勃發後ニ於ケル國民的感情トハ、大東亞戰爭勃發後ニ於ケル國民的感動トハ、格段ノ差ガアルコトハ私モ認メマス、併シ奈何セゾ國民ノ自己ノ生活問題デアリマスカラ、統制經濟ノ法令違反事件ガ相當多數ニ上ツテ居ルコトハ、實ニ遺憾ニ堪ヘナイケレドモ、又一面カラ考ヘレバ、惡質ナモノハ別トシテ、其ノ中ニハ相當同情スペキモノモ數多ク含マレテ居ル、ソレアルガ故ニ第一審ノ判決ガ第二審

デ相當是正サレテ居ル、斯ウ云フ見地カラ考ヘテ行キマスト、戰時下デアルト申シマシテモ、此ノ統制經濟關係法令違反事件ダケハ、略式デ濟マスヤウナ事案ハ別トシテ人員配置ノ萬全ニ付テ邁進ヲシタイト考ヘテ居ル次第アリマス。

○山本(參)委員 モウ一點御伺ヒ致シマスガ、此ノ改正ノ中デ、國防保安法トカ、軍機保護法トカ、其ノ他ノ破廉恥罪等ニ付テ二審制度ニ改正セラレルコトハ先づ姑ク措クトシテ、資料ニ依ツテ見マシテモ、先程御示シノヤウニ、昭和十四年四月カラ昭和十六年六月マデノ統計デアリマスガ、相當數第二審ニ於テ是正セラレテ居ル、而モ我ガ國ノ統制經濟ハ極メテ顯著ナル如ク、自由主義經濟機構ヲ急激ニ變革シタモノデアリマシテソレガ實情ニ即セズ、或ハ一旦統制シタモノガ、ヤリ方ガ惡イト云フノデ、之ヲ是正シタリ、色々ナ變化ヲ來シテ、最近漸ク統制經濟ガ板ニツイタト言ツテモ過言デナインデアリマス、其ノ間ニ起ツテ來タ事案ガ、今後ニ於テ摘發セラレル數モ相當豫想セラレナケレバナラヌ、而モ永年ノ間自由主義經濟機構ニ慣レ切ツタ國民ガ、成程支那事變勃發後ニ於ケル國民的感情トハ、大東亞戰爭勃發後ニ於ケル國民的感情トハ、格段ノ差ガアルコトハ私モ認メマス、併シ奈何セゾ國民ノ自己ノ生活問題デアリマスカラ、統制經濟ノ法令違反事件ガ相當多數ニ上ツテ居ルコトハ、實ニ遺憾ニ堪ヘナイケレドモ、又一面カラ考ヘレバ、惡質ナモノハ別トシテ、其ノ中ニハ相當同情スペキモノモ數多ク含マレテ居ル、ソレアルガ故ニ第一審ノ判決ガ第二審

○大森政府委員 只今御指摘ニ相成リマシテヤウニ、經濟事犯ハ其ノ法令ノ施行當初ニ於キマシテ、全ク我ガ國民ノ慣レテ居ナシマスアリマシテ、隨テソレガ爲ニ事犯モ非常ニ多カツタ云フコトハ、洵ニ殘念ナコトデハアリマス、ヤハリ或ル種ノモノハイソデアリマシテ、隨テソレガ爲ニ事犯モコトデハアリマス、蓋シ已ムヲ得ナイコトデアリマス、又複雜ナモノモアリマス、複雜ナモノハ出来得ル限り豫察經由ニスルコトガ適當コト、蓋シ已ムヲ得ザル狀態ナノデアリマス、中ニハ簡単ナモノモアリマスルシ、又複雜ナモノモアリマス、複雜ナモノハ豫察經由デ取扱ツテ居ルワズアリマス、左様ナ實情デアリマシテ、此ノ構成法ノ戰時特例法案全體ガ左様デアリマスガ、吾々決意テ望マザル所デアリマスケレドモ、全ク無イ袖ハ振レナイノデアリマスカラ、是ダケハ我慢ラシテ戴キタイ、是ダケ我慢ラシキマシテハ相當間誤ツキマシタコトモ蓋シ事實デアリマス、併シ今日ニ相成リマシテ、先程御述べニナリマシタヤウニ、全ク吾々ノ方ニ於キマシテモ相當板ニツイテ参リマシテ、サウ周章狼狽スルヤウナ事案ハナイノデアリマシテ、大抵見當ガ付イテ參ツタヤウナ次第アリマス、デアリマスカラハ之ニ付テ控訴審ヲ省略致シマジデモ、是ガ爲ニ甚ダシク國民ニ不安ヲ與ヘルヤウナコトハナイト存ジマスルノミナラズ、此ノ種ノ事件ハ御承知ノ通リ非常ニ多イノデアリマス、

○山本(參)委員 モウ一、二點デスカラ、ソト、人員ノ配置上非常ニ手不足ヲ生ズルノデアリマシテ、是ハドウシテモ控訴審省略ノ中ニ入レマセス、裁判所構成法ノコトニ付テハ尙ホ議論モアリマスガ、他ノ委員諸君ニ譲リマシテ、私ハ戰時刑事特別法案ニ付テ一點御伺ヒシタイ、此ノ戰時刑事特別法案ニ依リマス、然ラバ之ヲ總テ地方裁判所ニ持ツテ來ルノガ宜イデヤナイカ、斯ウ云フ御説デアリマシタケレドモ、之ヲ總テ悉ク三人ノ判事ヲ理サセルト云フコトハ、現在ノ此ノ儘ノ法令ニ於テナシ能フコトナリヤ否ヤヲ御伺ヒシマス。

○大森政府委員 只今御指摘ニ相成リマシテヤウニ、經濟事犯ハ其ノ法令ノ施行當初ニ於キマシテ、全ク我ガ國民ノ慣レテ居ナシマスアリマシテ、隨テソレガ爲ニ事犯モ非常ニ多カツタ云フコトハ、洵ニ殘念ナコトデハアリマス、ヤハリ或ル種ノモノハイソデアリマス、又複雜ナモノモアリマス、複雜ナモノハ豫察經由デ取扱ツテ居ルワズアリマス、左様ナ實情デアリマシテ、此ノ構成法ノ戰時特例法案全體ガ左様デアリマスガ、吾々決意テ望マザル所デアリマスケレドモ、全ク無イ袖ハ振レナイノデアリマスカラ、是ダケハ我慢ラシテ戴キタイ、是ダケ我慢ラシキマシテハ相當間誤ツキマシタコトモ蓋シ事實デアリマス、併シ今日ニ相成リマシテ、先程御述べニナリマシタヤウニ、全ク吾々ノ方ニ於キマシテモ相當板ニツイテ参リマシテ、サウ周章狼狽スルヤウナ事案ハナイノデアリマシテ、大抵見當ガ付イテ參ツタヤウナ次第アリマス、デアリマスカラハ之ニ付テ控訴審ヲ省略致シマジデモ、是ガ爲ニ甚ダシク國民ニ不安ヲ與ヘルヤウナコトハナイト存ジマスルノミナラズ、此ノ種ノ事件ハ御承知ノ通リ非常ニ多イノデアリマス、

タニ過ギナノアリマシテ、戰時特例デ
ハナイノデアリマス、若シアレヲ、戰時特例
ナリト言ヘバ、ソレハ牽強附會デ、私ハ贊
成ガ出來ナイ、何故ニ公務員ノ瀆職——殊
ニ全般的ニ私ハ申シマセヌ、公務員ノ申デ
統制經濟ニ關係アル公務員ニ對シテ特ニ罰
則ヲ設ケテ、一般經濟界ヲシテ統制經濟違
反ヲナカラシムルト同時ニ、圓滑ナル運行
ヲ期スルト云フコトヲ、司法當局トシテハ
企圖スベキデハナカツタカ、之ニ對スル法
規ヲ此ノ戰時特別法案ノ中ニ御入レニナラ
ナカツタノハ何カ理由ガアルノカ、ソレト
モ此ノ前ノ改正デ十分ダト仰セラヘルノ
カ、御所見ヲ承リタイ

○大森政府委員 只今御指摘ノ戰時ニ際ス
ル公務員殊ニ官吏ノ瀆職ニ付テノ問題デア
リマスガ、只今モ御話ニナリマシタ通り、
此ノ點ニ付キマシテハ第七十六議會ニ於テ
御協賛ヲ經マシテ、刑法中ノ改正法トシテ
法律ニ相成リマシテ、是ガ昭和十六年ノ三
月カラ實施ニナツテ居ルノデアリマス、成
程此ノ改正法律ノ刑罰ト、今日御審議ヲ願
ヒマスル刑事特別法案ノ刑罰トヲ比較致シ
マスト——尤モ罪ノ種類ガ違ヒマスカラ正
確ニハ申サレマセヌケレドモ、此ノ刑法ノ
改正法律ノ方ガ稍、輕イ感ジノスルコトハ、
私共確カニ認メテ居ルノデアリマスガ、併
シ同ジ罪ニ付キマシテ改正ヲ加ヘテ刑罰
加重致シマシテカラ、一年經ツカ經タス内
ニ更ニ之ヲ加重スルト云フコトハ、種々考
慮スベキ關係モアルノデアリマシテ、外國
ニ對スル影響モ如何カト云フコトモ相當懸
念ヲ致シタノデアリマス、即チ外國ノ宣傳
ノ逆手ニ取ラレルト云フコトモ、亦考慮ニ
入レテ置イテ宜カラウカト思フノデアリマ

シテ、ソレガ第一デアリマス
第二ノ理由ト致シマシテハ、御承知ノ通
ノ豫想セラルル罪、又戰時ニ於テ特に急速
ノ處理ヲ必要トスル罪、斯様ナ罪ヲ集メタ
ノデアリマシテ、是等ノ見地カラ此ノ罪ニ
付テハ刑ヲ加重致シマスルト同時ニ、不
可分的ニ控訴審ヲ省略スルコトニ致シタノ
デアリマス、即チ啻ニ加重スルニ止マラズ、
其ノ審理ヲ急速ニシナケレバナラナイ必要
ガアル、詰リ手續上、實質上兩方ノ必要ガ
アリマシテ、是ハ不可分ノモノニ致シマシ
タカラ、若シ此ノ戰時刑事特別法案ノ中ニ
戦時瀆職罪ヲ入レマスナラバ、勢ヒ控訴審
ヲ省略セザルヲ得ザル結果ニナルノデアリ
マスガ、瀆職罪ニ付テ控訴審ヲ省略スルト
云フコトハ、私共在來ノ經驗ニ徴シマシテ
モ、甚ダ不都合、不合理デアルト存ズルノ
デアリマスガ、之ヲ裁判所ガ相當ト認メタト
云フコトデ、裁判所ノ自由心證デドンヽ
ト云フコトデアッテ、ソレハ能分ルノデ
アリマスガ、之ヲ裁判所ガ相當ト認メタト
云フコトニナルト、事實ノ發見
之ヲヤルト云フコトニナルト、事實ノ發見
ニ非常ニ困難ヲ來シハシナイカ、今日デサ
ヘモ所謂口頭辯論主義ヲ採リ、直接審理ヲ
土臺トシテ居ル現在ノ民事訴訟法ニ於キマ
シテモ、隨分如何ハシイカレコレ師、事件
師ト云フ者ガ證人ニ出テ來テ、裁判所ノ心
證ヲ誤ラシムル例決シテ少クナインデアリ
マス、ソレガ宣誓モセズニ、書面デ出セバ
宜イノダト云フコトニナツテ、ソレガ信憑
力ヲ持ツト云フコトニナツテ、證據トシテ
採用セラレテモ、裁判所構成法上違法デナ
イト云フコトニナツテ來ルト、私ハドウモ
所謂適正安當ノ判決ヲスルニ困リハシナイ
カ、誤ツタ判決ヲスルト云フコトガ起キテ
來ハセヌカト云フコトヲ非常ニ懸念スルノ
デアリマス、ソコデ「相當ト認ムルトキハ」
ト云フノハドウ云フ場合ヲ指スノカ、何カ
原告ナリ被告ナリカラ申請サレタ者ガ、病

漏ナキヲ期スル所存デ居リマス次第デアリ
マス
○山本(金)委員 最後ニ小サナ問題デス
ガ、右特例ニ關シテ第九條ノ規定ノ御説明
ヲ願ヒタインデアリマス、ドウモ私ニハハ
ツキリシナインデアリマス、第九條ニハ「裁
判所相當ト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ
訊問ニ代ヘ書面ヲ提出ヲ爲シムルコトヲ
得」トアリマスガ、此ノ規定ハ勿論是ハ證言
或ハ鑑定ニ代ヘテ書面ヲ以テ提出サセ得ル
ト云フコトデアッテ、ソレハ能分ルノデ
アリマスガ、之ヲ裁判所ガ相當ト認メタト
云フコトニナルト、事實ノ發見
之ヲヤルト云フコトニナルト、事實ノ發見
ニ非常ニ困難ヲ來シハシナイカ、今日デサ
ヘモ所謂口頭辯論主義ヲ採リ、直接審理ヲ
土臺トシテ居ル現在ノ民事訴訟法ニ於キマ
シテモ、隨分如何ハシイカレコレ師、事件
師ト云フ者ガ證人ニ出テ來テ、裁判所ノ心
證ヲ誤ラシムル例決シテ少クナインデアリ
マス、ソレガ宣誓モセズニ、書面デ出セバ
宜イノダト云フコトニナツテ、ソレガ信憑
力ヲ持ツト云フコトニナツテ、證據トシテ
採用セラレテモ、裁判所構成法上違法デナ
イト云フコトニナツテ來ルト、私ハドウモ
所謂適正安當ノ判決ヲスルニ困リハシナイ
カ、誤ツタ判決ヲスルト云フコトガ起キテ
來ハセヌカト云フコトヲ非常ニ懸念スルノ
デアリマス、ソコデ「相當ト認ムルトキハ」
ト云フノハドウ云フ場合ヲ指スノカ、何カ
原告ナリ被告ナリカラ申請サレタ者ガ、病

司法院大臣ヨリ其ノコトヲ申述ベタノデアリ
マシタガ、檢察當局ト致シマシテ十分ノ努
力ヲ茲ニ注ギマシテ、其ノ檢舉ニ寸毫ノ遺
漏ナキヲ期スル所存デ居リマス次第デアリ
マス
○山本(金)委員 最後ニ小サナ問題デス
ガ、右特例ニ關シテ第九條ノ規定ノ御説明
ヲ願ヒタインデアリマス、ドウモ私ニハハ
ツキリシナインデアリマス、第九條ニハ「裁
判所相當ト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ
訊問ニ代ヘ書面ヲ提出ヲ爲シムルコトヲ
得」トアリマスガ、此ノ規定ハ勿論是ハ證言
或ハ鑑定ニ代ヘテ書面ヲ以テ提出サセ得ル
ト云フコトデアッテ、ソレハ能分ルノデ
アリマスガ、之ヲ裁判所ガ相當ト認メタト
云フコトニナルト、事實ノ發見
之ヲヤルト云フコトニナルト、事實ノ發見
ニ非常ニ困難ヲ來シハシナイカ、今日デサ
ヘモ所謂口頭辯論主義ヲ採リ、直接審理ヲ
土臺トシテ居ル現在ノ民事訴訟法ニ於キマ
シテモ、隨分如何ハシイカレコレ師、事件
師ト云フ者ガ證人ニ出テ來テ、裁判所ノ心
證ヲ誤ラシムル例決シテ少クナインデアリ
マス、ソレガ宣誓モセズニ、書面デ出セバ
宜イノダト云フコトニナツテ、ソレガ信憑
力ヲ持ツト云フコトニナツテ、證據トシテ
採用セラレテモ、裁判所構成法上違法デナ
イト云フコトニナツテ來ルト、私ハドウモ
所謂適正安當ノ判決ヲスルニ困リハシナイ
カ、誤ツタ判決ヲスルト云フコトガ起キテ
來ハセヌカト云フコトヲ非常ニ懸念スルノ
デアリマス、ソコデ「相當ト認ムルトキハ」
ト云フノハドウ云フ場合ヲ指スノカ、何カ
原告ナリ被告ナリカラ申請サレタ者ガ、病

省ノ銀行局長ヲ證人トシテ喚問シタイト云
フコトガアツタノデアリマス、是ハ全國ニ
瓦リマシテ、若シ其ノ喚問ニ應ジナケレバ
ナラナイト致シマスルト、銀行局長ガ十人居
ツテモ二十人居ツテモ足リナイト云フヤウ
ナコトデアリマシテ、サウ云フ時ニ斯様ナ
便法ガアツタラバト思ツタコトガアリマシ
タガ、事例ノ當レルカ否ヤハ別問題トシテ、
此ノ第九條ハ相當強ク制限的ニ適用セラル
ベキ積リデ立案致シマシタ、決シテ容易ク
之ヲ濫用スル積リハ毛頭ナイノデアリマス
○山本(參)委員 私ノ質問ハ終リマシタ
○立川委員 議事進行ニ關シテ……質問ノ
順位ハ大シタコトハナイト思ヒマスガ、理
事ノ方ハ大體後ノ方ニ御遠慮願フノガ委員
會ノ慣例ナノデス、此ノ委員會ダケサウ云
フ慣例ヲ無視スル何カ特別ノ理由ガアツタ
ノデスカ、若シナケレバ、今後ハヤハリ慣
例ヲ守ツテ戴キタイ

○松木委員長代理 別ニ慣例ヲ破リタイト
思ツテ破ツタ譯デハナイノデスガ、昨日質
問通告ノ委員ノ方ガ出テ居ラレナイノデ、
ソレデ山本君ガ一番最初ニ出ラレタモノデ
スカラ、山本君ノ質問ヲ願フコトニシテアツ
タモノデスカラ、ソレデ今日ハ山本君ニ質
問ヲ御許シシタノデアラウト思フノデス、
是ハ實ハ委員長ガ許サレタノデ、私ガ許シ
タノデハナカツタノデスガ、サウ私ハ想像
シテ居リマス、ドウゾ惡シカラズ御承知ヲ
願ヒマス

○古島委員 私ハ山本君ノ質問中、全部ヲ
地方裁判所ニシタラ宣カラウト云フコトニ
對シテ大森次官ガ御答ヘシタコトヲ、再び
聽イテ念ヲ押シテ置キタイノデスガ……

○松木委員長代理 簡單ナラ宜シウゴザイ
ト、全部此ノ事件ヲ地方裁判所ニスルコト
ニ付テハ、件數モ多イシ、ソレカラ地方裁
判所ノ方ニ人ガ少イノデアルカラ、三人ノ
反事件ガ起リマスル前ノ判事ノ數ト現在ノ
判事ノ數トデハ、ソヨニ一向減リヤウガナイ
ノデアリマス、此ノ經濟問題ノ起ル前ノ判事ノ
申上ゲルマデモナク、參考書類ヲ頂戴致シ
タノデアリマスガ、昭和十三年ノ際ニ於テ
ハ、通常民事事件ガ一万一千餘件アリマシ
タ、十五年ニナリマスルト、是ガ六千六百
餘件ニナツテ、約半分ニ減ツテ居リマス、
ソレカラ判決ヲシタ事件カラ申シマシテモ、
五年ニナリマスト二万二千餘件ニナツテ約
半分ニ減ツテ居リマス、民事事件ハ半分ニ
減ツテ刑事案件モ十三年ニハ三万三千八百
四十一件ト計上サレテ居リ、十五年ニナリ
マスト三万三千八十五件トナツテ居ル、サ
ハナイ、先づ是ダケヲ御諒承置キヲ願ヒマ
ス、尙ほ只今ノ御質疑ハ專ラ經濟事犯ニ付
テノ問題ダト存ジマスガ、經濟事犯特有ノ
問題トシテ申シマスルト、第一ニハ今申シ
マス通リニ手ノ餘裕ガナイ爲ニ、之ヲ悉ク
三人ヲ以テ組織シナケレバナラナイ地方裁
判所ノ管轄ニスルコトハ極メテ困難、或ハ
不可能デアルト申シテモ宜イデアリマセ
ウサウ云フ状態デアルト云フコトガ一ツ、
常ニ多イノデアリマス、是ダケノ餘力ハ裁
ハ其々被告人ハ全國ニ分布散在シテ居ル譯
ノ事件ヲ地方裁判所ニ持ツテ參ツテモ、人
が少クテ困ルト云フコトハ事件ノ件數カラ云
ウテ想像出來ナイト思フ、若シ之ニ付テ地

方裁判所ニ持ツテ行クコトハ困ルト云フコ
トナラ別デアリマスガ、人ガ足ラストカ、
經濟事犯ガ餘り數ガ殖エタカラト云フ理由
スガ、次官ノ御答辯ハ此ノ統計ニ基イテセ
ラレタノデアリマスカドウカ伺ヒタイ
○大森政府委員 只今ノ御尋ネニ對シテ
御答ヘヲ致シマス、成程民事、刑事ノ事
件——刑事ハ經濟事犯ヲ除ク意味デアリマ
スガ、即チ民事、刑事ノ普通事件ハ幾ラカ
リマシタガ、減ツタノハ簡単ナ事件ガ特ニ
併シ事實ヲ申シマスルト、統計上デハ出テ
來ナイコトデアリマスケレドモ、事件ハ減
減少シテ居ルコトハ御説ノ通りデアリマス、
減ツタノデアリマシテ、難解ノ事件ガ却テ
相當植エテ居リマシテ、現在ニ於テ事件ノ
數ガ減リマシタガ爲ニ手ニ餘裕ヲ生ゲルト
云フコトハ實際ニ於テナインデアリマス、
ノミナラズ此ノ手不足ニ付キマシテハ、後
ニ速記ヲ省略シテ内情ヲ逐一申述ベタイト
思ヒマスガ、兎ニ角現在ニ於テ人間ニ餘裕
タノデス、所ガ昨日ハ質問ガナクシテ終ツ
タモノデスカラ、ソレデ今日ハ山本君ニ質
問ヲ御許シシタノデアラウト思フノデス、
是ハ實ハ委員長ガ許サレタノデ、私ガ許シ
タノデハナカツタノデスガ、サウ私ハ想像
シテ居リマス、ドウゾ惡シカラズ御承知ヲ
願ヒマス

○古島委員 先程山本君ガ質問致シマスル
ト、全部此ノ事件ヲ地方裁判所ニスルコト
ニ付テハ、件數モ多イシ、ソレカラ地方裁
判事ガ之ヲ調ベルト云フコトニ付テバ、責
任ヲ持ツコトガ出來ヌト云フ仰セデアリマ
ス、御尤モデアリマスガ、斯ウ云フ經濟達
數ヨリ今日ハ殖エテ居リマス、雇モ殖エテ居
リマス、所デ事件ハト申シマスルト、是ハ私ガ
ノデアリマス、此ノ經濟問題ノ起ル前ノ判事ノ
申上ゲルマデモナク、参考書類ヲ頂戴致シ
タノデアリマスガ、昭和十三年ノ際ニ於テ
ハ、通常民事事件ガ一万一千餘件アリマシ
タ、十五年ニナリマスルト、是ガ六千六百
餘件ニナツテ、約半分ニ減ツテ居リマス、
ソレカラ判決ヲシタ事件カラ申シマシテモ、
五年ニナリマスト二万二千餘件ニナツテ約
半分ニ減ツテ居リマス、民事事件ハ半分ニ
減ツテ刑事案件モ十三年ニハ三万三千八百
四十一件ト計上サレテ居リ、十五年ニナリ
マスト三万三千八十五件トナツテ居ル、サ
ハナイ、先づ是ダケヲ御諒承置キヲ願ヒマ
ス、尙ほ只今ノ御質疑ハ專ラ經濟事犯ニ付
テノ問題ダト存ジマスガ、經濟事犯特有ノ
問題トシテ申シマスルト、第一ニハ今申シ
マス通リニ手ノ餘裕ガナイ爲ニ、之ヲ悉ク
三人ヲ以テ組織シナケレバナラナイ地方裁
判所ノ管轄ニスルコトハ極メテ困難、或ハ
不可能デアルト申シテモ宜イデアリマセ
ウサウ云フ状態デアルト云フコトガ一ツ、
常ニ多イノデアリマス、是ダケノ餘力ハ裁
ハ其々被告人ハ全國ニ分布散在シテ居ル譯
ノ事件ヲ地方裁判所ニ持ツテ參ツテモ、人
が少クテ困ルト云フコトハ事件ノ件數カラ云
ウテ想像出來ナイト思フ、若シ之ニ付テ地

確カニアルノデアリマシテ、左様ナ懇ヘハ
モウ一ツノ理由ト致シマシテハ、經濟事犯
トナラ別デアリマスガ、人ガ足ラストカ、
經濟事犯ガ餘り數ガ殖エタカラト云フ理由
スガ、次官ノ御答辯ハ此ノ統計ニ基イテセ
ラレタノデアリマスカドウカ伺ヒタイ
○大森政府委員 只今ノ御尋ネニ對シテ
御答ヘヲ致シマス、成程民事、刑事ノ事
件——刑事ハ經濟事犯ヲ除ク意味デアリマ
スガ、即チ民事、刑事ノ普通事件ハ幾ラカ
リマシタガ、減ツタノハ簡単ナ事件ガ特ニ
併シ事實ヲ申シマスルト、統計上デハ出テ
來ナイコトデアリマスケレドモ、事件ハ減
減少シテ居ルコトハ御説ノ通りデアリマス、
減ツタノデアリマシテ、難解ノ事件ガ却テ
相當植エテ居リマシテ、現在ニ於テ事件ノ
數ガ減リマシタガ爲ニ手ニ餘裕ヲ生ゲルト
云フコトハ實際ニ於テナインデアリマス、
ノミナラズ此ノ手不足ニ付キマシテハ、後
ニ速記ヲ省略シテ内情ヲ逐一申述ベタイト
思ヒマスガ、兎ニ角現在ニ於テ人間ニ餘裕
タノデス、所ガ昨日ハ質問ガナクシテ終ツ
タモノデスカラ、ソレデ今日ハ山本君ニ質
問ヲ御許シシタノデアラウト思フノデス、
是ハ實ハ委員長ガ許サレタノデ、私ガ許シ
タノデハナカツタノデスガ、サウ私ハ想像
シテ居リマス、ドウゾ惡シカラズ御承知ヲ
願ヒマス

○古島委員 只今承リマシタガ、十三年度
統計カラ私ハ申シタノデアリマスガ、十三
年ハモウ既ニ事件ガ半減シテ居ル時デアリ
マス、實際ハ十一年位デナクンバ十六年、
十七年ノ統計ト照シ合ハセテ見ル譯ニハ參
ラヌノデアリマス、若シ十一年カラ十二年
ノ上半期ノ件數カラ云ヘバ、今日ハ恐ラク
三分ノ一一減ツテ居リマス、二分ノ一ドコ
ロデハアリマセヌ、刑事案件モ恐ラクスウ
云フ風ニ何分カ殖エテ居ルコトニナツテ居
リマスガ、是ハ十三年カラ比較致シマシタ
カラ何分カ殖エテ居ルノデ、十一年若シク
ハ十二年ノ上半期カラ比ベルナラバ、是モ
減ツテ居ルノデアリマス、事件ガ減ツテ居
ル以上ハ、判事ノ御手許ノ方ハ、是ハ暇
ガ出来タト申上ゲルヨリ外ナインデアリマ
ス、此ノ委員會ニハ實務家ガ多イノデアリ
マスカラ、私ガ申上ゲヌデモ他ノ方ハ皆分
ツテ居リマスガ、例ヘバ東京地方裁判所ノ
民事部ニ於キマシテモ、一ツノ法廷デ三十

五件若シタハ四十件ノ事件ヲ取扱ツテ居ツタノデアリマスガ、近來ニナリマスト土曜日ハ大概十件以下デアリマス、其ノ法廷ニ現ハレル件數カラ申シマシテモ、減ツタト云フコトハ明確ニ分ルノデアリマスシ、判事ノ員數ガ更ニ減ツテ居ナイデ件數ガ減ツテ居ルト云フコトニナレバ、其ノ餘力ヲ以テ經濟事件デモ今回ノ此ノ法案ノ事件デモヤレバ宜イノデアリマスカラ、是ダケノ理由デ以テ手都合ガ惡イト云フコトハ、是ハドウモ考へ違ヒデハアルマイカト私ハ申上ゲルノデアリマス、尙ホ是ハ數字ノコトデアリマスカラ沟ニ正直ナコドグラウト思フ、大森サンモ其ノ積リ御答ヘヲ願ヒタイ

○大森政府委員 事件ノ數ノ減ツテ居リマスルコトニ付テハ、私共確カニソレヲ認メ

○松木委員長代理 ソレデハ先程ノ御話ヲ

速記ヲ止メテ政府當局ノ御説明ヲ承リタイ

ト思ヒマス

〔速記中止〕

○松木委員長代理 御諸リ致シマス、モウ正午ニナリマシタガ、午後ノ本會議ニハ重

要ナル案ガ出ルノデ、全議員ノ出席ガ要望

サレテ居リマスカラ、此ノ際刑事局長ヨリ

經濟事犯ニ關スル御説明ヲ伺ヒマシテ後、

散會スルコトニ致シタイト思ヒマスガ、如何デセウカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

〔松木委員長代理退席、委員長着席〕

○野村委員長 ソレデハ池田政府委員

○池田(克)政府委員 私ヨリ最近ニ於キマ

スル經濟犯罪ノ大體ノ概況ニ付キマシテ御

報告ヲ申上ゲタイト思ヒマス

御承知ノ通リ統制經濟法令ニ於キマシテ、

昨年ノ議會ニ於テ御協賛ヲ得マシテ罰則ガ

強化サレ、更ニ又取締當局ノ側ニ於キマシ

テモ、相當嚴重ナ取締ヲ致シテ居ル譯デア

リマスルガ、今日マデノ傾向ヲ見マスルノ

ニ、御手許ノ方ニ御配付申上ゲマシタ統計

資料デモ御分リノ通リニ、引續キ増加ノ傾

度ト昭和十六年度ヲ比べテ見マスト、ヤハ

リ全體ニ於テ一割弱ノ増加率ヲ示シテ居ル

ノデゴザイマス、此ノ受理致ジマシタ事件

ノ處理ノ問題デゴザイマスルガ、昭和十六

年ノ十月末日現在ノ累計デ、總計二十五万

六千二百八十八人デゴザイマス、此ノ中起

訴セラレマシタモノガ二千七百四十一人、割合

ハ七三%、七三%程度ノモノガ六月未滿ノ自

由刑デゴザイマシテ、六月以上ノ自由刑ノ言

渡ヲ受ケマシタモノガ二七%ニナツテ居リ

マス、更ニ之ヲ内譯的ニ申シマスルト、三

年以上ノ自由刑ニ處セラレマシタモノガ五

人、二年以上ノ刑ニ處セラレマシタモノガ

十六人、一年六月以上ノ刑ニ處セラレマシ

タモノガ四十五人、一年以上ノ刑ニ處セラ

レマシタモノガ百六十二人、六月以上ノ刑

ニ處セラレマシタ者ガ七百六十九人ト云フ

シタモノガ四千五十人バカリゴザイマスガ、

シテ、質的ニ申シマシテモ悪質化ノ傾向ガ

犯デアリマスルガ、寧ロ殖エテ居リマス、

併シナガラ斯様ナコトハ大シタ違ヒハナイ

ノ後半カラ十五年ニナツテ、是ハ一般刑事

犯デアリマスルガ、寧ロ殖エテ居リマス、

併シナガラ斯様ナコトハ大シタ違ヒハナイ

ノデアリマシテ、吾々ノ手ニ餘裕ノナイ實

コトニナツテ居リマス、之ニ對シマシテ第
一審裁判所ニ於キマシテ無罪ノ言渡ノアリ
マシタ者ガ、統制經濟實施以來昭和十六年
ノ十月末現在マデニ於キマシテ、約百人ニ
相成ツタカト考ヘルノデアリマス
之ヲ更ニ違反ノ種類カラ見マスレバ、統
制經濟實施ノ初期ニ於キマシテハ、物資ニ
關スル統制違反ノ事件ガ殆ド大部分ヲ占メ
テ居ツタノデアリマスルケレドモ、昭和十
五年以降價格統制違反ガ非常ニ増加致シマ
シテ、今日ニ於キマシテハ全違反ノ八〇%
以上ノモノガ價格統制違反ト云フ實情デゴ
ザイマス
更ニ全國各地域ニ付キマシテ物資別ニ付
テ概觀致シマスルト、都市、農村ヲ通
ジマシテ飲食料品、日用纖維製品等、生活
必需物品ニ違反ガ最モ多イコトト、東京
トカ、大阪トカ、名古屋、京都ト云フ風
ナ大都市ニ於キマシテハ、此ノ他ニ殆ド凡
ユル物資ニ付キマシテ違反ガ行ハレテ居リマ
スルコトト、尙ホ大都市ニ於キマシテハ相
當大キナ規模ニ於キマスル輸出綿製品ノ内
地流用ノ——言葉ハ甚ダ下品デゴザイマス
ルケレドモ、闇取引ガ行ハレテ居ルコ
トト、其ノ他大都市カラ中小ノ都市ニ瓦リ
マシテ、地代、家賃ノ統制令ニ違反シマス
ル者モ相當ニ見エルヤウデアリマス、農村ニ
於キマシテハ米トカ、麥トカ、大豆ナドノ
違反ノ外ニ、臨時農地價格統制令、或ハ臨
時農地管理令等ノ違反ガ現ハレ始メテ居ル
ト云フヤウナコトガ認メラレル譯デアリマ
ス

法ニ於キマシテモ、或ハ犯跡ヲ隠蔽スル方
レテ居ルヤニ見受ケラレルノデアリマス、
之ヲ地域的ニ觀察致シマスレバ、特ニ其ノ
傾向ガ相當ニ強ク認メラレマスノハ、大體
ニ於キマシテ大都會デゴザイマスルケレド
モ、此ノ他各地トモ惡質化ノ傾向ガ相當ニ
強イト云フコトガ、ドウモ否定出來ナイノ
デハナカト觀察サレル譯ニアリマス、此
ノ惡質ナル違反ノ最モ多イ物資ハ何カト申
シマスレバ、纖維、食糧品、金屬、地代、
家賃竝ニ土地建物ノ價格等デゴザイマス、
犯罪ノ手段方法トシテハ色々ノ方法ガアル
譯デゴザイマスルケレドモ、各地ノ檢事局カ
ラノ報告ニ基キマシテ、其ノ主ナモノヲ舉
ゲテ見マスルト、輸出綿製品ニ付キマシテ
ハ、所謂籍抜ト申シマスカノ方法ニ依ツテ、
各種ノ綿制手續書類ヲ偽造致シマシテ、之
ヲ内地向ケニ流用シテ居ルト云フ、ヤウナ實
例ガ、東京、横濱、名古屋、大阪、神戸及
ビ京都カラ報告サレテ居リマス、此ノ事件
ハソレ等ノ各地ニ瓦リマスル極メテ大部分
ノ事件トナツテ居リマシテ、是等ノ纖維關係
ノ違反ヲスル者ガ全然證據トナルベキモ
ノヲ殘サヌ、或ハ燒却ヲ致シテシマツテ居
ル、更ニ或ハ街頭連絡ヲ致シマシテ「ベン
ネーム」ヲ用ビル、或ハ隠レ家ヲ轉々スル
等、丁度過去ニ於キマスル思想運動ヲ思ハ
セルヤウナモノガアル譯デゴザイマス、其
ノ他纖維關係ニ付キマシテハ、保釋中ニ更
ニ同ジヤウナ種類ノ犯罪ヲ犯スモノ、或ハ
未定證紙ヲ不正ニ使用スルモノナドガ各地
ノ檢事局カラ報告サレテ居リマス、是等ノ
報告ヲ綜合致シマスルト、各地ニ相當ニ質
ニ惡イ面ノ仲介業者ガ存在致シマシテ、相

互ニ連絡シテ、所謂闇取引ヲ敢テシニ居ル
ト云フ風ニモ考ヘラレル譯デアリマス、又
食料品ノ關係ニ付キマシテハ、量目、品質、
等級、規格等ヲ胡麻化スモノガ相當ニ多イ
如露ヲ入レマシテ水トカ貝類ナドヲ注入ス
ル、或ハ魚ノ腹ノ中ニ小サナ石デアルトカ、
或ハ水ニ浸シタ薙デアルトカ、檻桶ナドヲ
詰メマシテ目方ヲ増ストカ、或ハ小麦粉ノ
中ニ三割程度ノ石ノ粉ヲ混入スルト云ツタ
ヤウナコトモ、報告ニ載ツテ居ル譯デゴザ
イマス、其ノ他從來回収不能デアリマシタ
酒代金ヲ引受ケシメタ者、或ハ代金ノ返済
ヲ強要シタ者、或ハ資金ヲ提供セシメタ者、
炭ニ土塊ヲ混入シテ販賣シタ者デアルトカ、
カ、或ハ違反ガ發覺シタ場合ニ豫メ刑事責
任ヲ負フベキ者ヲ定メテ置イテ違反ヲスル
トカ、或ハ二重帳簿、二重傳票ヲ作ツテ犯
罪ノ痕跡ヲ隠蔽スルトカ、更ニ軍ノ註文書
ヲ變造致シマシテ、靴ヲ多ク作ツテ之ヲ
闇取引ニスル、其ノ他輸出綿布ヲ内地向ニ
流用シタ犯罪ノ隠蔽ノ手段方法ト致シマシ
テ、所轄警察署ニ綿布ノ盜難届ヲ出シマシ
テ、其ノ受理證明書ヲ受ケテ之ヲ統制會社
ニ提出スル等、色々ナ事例ガ報告セラレテ
居リマス

最後ニ累犯ノ問題デゴザイマスルガ、經濟
事件ノ前科ガアリマスル者ガ、更ニ經濟事件
ニ依ツテ起訴セラレマシタ數ハ、統制法令
實施後昭和十四年ノ十二月マデノ間ニ於キ
マシテハ、總計二百七十八人デゴザイマシタ
ガ、昭和十五年一月以降毎月其ノ數ヲ増加
致シマシテ、昭和十五年一月ニハ八十八人、五
月ニハ五百四人、八月ニハ八十二人、十二月
ニハ二百六十九人ト云フ風ニ、月ヲ逐ヒマ

シテ増加シテ來タノデアリマスルガ、昭和十六年度ニ於キマシテハ幸ヒニ其ノ數ヲ減ジマシテ、昭和十六年九月ヲ見マスト、百四十八人ニナツテ居リマス、併シナガラ前ニモ手段ノ巧妙化ト思ヒ合セマスト、經濟統制令ノ違反事件ニ對シマスル検察事業ト云フ點ニ於テハ、相當ニ憂慮スペキモノガアルノデハナカラウカト考へマス、其ノ他統制法令違反ノ犯罪ノ件ニ付キマシテモ色々ノ點が考ヘラレマスケレドモ、最近ニ於ケル經濟違反事件ノ大體ノ概要ニ付テ御説明申上ガタ次第アリマス

○松委員 只今ノ刑事局長ノ御説明ハ最良イ御説明ト思フ、吾々ハ本案ヲ審議致スニハ、重要ナ参考資料ダト思フガ、何カ表ノヤウナモノガアツテ、差支ヘナケレバ委員ニ御配付願ヒタイ

○池田(克)政府委員 之ヲ刷リマシテカラ御配付申上ガマス

○服部(英)委員 只今ノ御説明洵ニ有難ウゴザイマシタガ、ドイツ邊サニ於ケル同種ノ犯罪ニ付テノ比較カ何カ御研究シタ御調べガアツテ御差支ヘナケレバ御願ヒシタイ

○大森政府委員 只今ノ御要求デアリマスガ、近頃書物ハ全ク入ラナイモノデアリマスカラ近狀ガ能ク分リマセヌガ、歸朝シテ參リマシタ官吏ノ話等ニ依ツテ概要ヲ承ツタコトガアリマス、詳細ハ能ク分リマセヌ、其ノ點下ウモ御答ヘ致シ兼ネマスカラ、惡シカラズ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

吾々シテ涙ノ出ルヤウナ氣持ガスルノデ
アリマス、所ガサウ云フ經濟違反ガド
ンドン殖エテ來、而モソレガ惡質化スルト
云フコトニナツデハ、全ク此ノ世ノ末デア
リマス、ソコデサウ云フコトハドウシテ殖
エルヤウニナツタノカ、ドウシテサウ云フ
悪質化スルヤウニナツタノカ、是ハ司法省
邊リガ何ヨリ關心ヲ持タナケレバナラヌコ
トデスカラ、其ノ根本ハ何處ニアルカ、私
ハ嘗テ國家總動員法ノ改正ノ時ニモ、罰金
ヲ五万圓ニシテモ駄目ダ、兎ニ角超過金ガ
出タナラ、其ノ超過金ノ何十倍ト云フ不確
定ナ刑ニシナケレバ防ゲナイ、罰金ヲ五万
圓ニシタ所ガ十万圓儲ケレバ、結局五万圓
儲ケタコトニナル、チヤント算盤ヲ彈イテ
ヤルコトニナルカラ、如何トモ致シ方ガナ
イト云フ注意ラシタコトガアリマス、所ガ
今日ニナツテ下ソノ殖エルト云フコトヲ
聞イテ全ク驚イタノデアリマス、其ノ原因
ハドノ邊ニアルカ、御氣付ノ點ガアツカラ
御漏シヲ願ヒタノデアリマス

○大森政府委員 經濟違反ノ激増致シマス
ル原因ニ付キマシテ、私共モ明確ナコトハ
アリマス、第一ニ犯人ガ少クトモ他ノ方面
ニ於キマシテハ、先ヅ第一ニ犯人ガ本當ニ
國家ノ非常時局ニ目覺メテ居ナイト云フコ
トハ、閑却スペカラザル問題ダト思フノデ
アリマス、第二ニ犯人ガ少クトモ他ノ方面
ニ於テハ立派ナ人間デアリマセウ、決シテ
ケレドモ、ダラシガナイ、在來ノ生活方針
本來惡質ナル人間デハナイノデアリマセウ
ナ所ガ是マデアツタヤニ伺ツテ居リマス、
カテ蟬脱シ切ツテ居ナイ、サウ云フ點ヲ舉
ゲルコトガ出来ルト思フノデアリマス、又
第三點ニ付キマシテハ配給ニ付テ多少遺憾

サウ云フコトガアリマシタナラバ、經濟違
反發生ノ原因デハナイト致シマシテモ、經
濟事犯ヲ撲滅スルニ稍、困難ナ事情ト思ヒマ
スカラ、是等ハ關係各官廳間ニ於テ十分連
絡協議ヲ遂ゲテ善處致スベキモノダト思ツ
シテ吾々遺憾ナキヲ期シタイト存ジテ居ル
次第デアリマス、但シ第一、第二ノ點ハ犯人ノ
精神ノ問題デアリマスカラ、豫防的措置ト
一月一日ガ司法記念日デアリマシタ、此ノ
司法記念日ヲ第一日ト致シマシテ、爾後數
日間全國ニ亘リマシテ經濟道德ノ昂揚、率
直ニ申シマスレバ、經濟事犯豫防竝ニ撲滅
ノ爲ノ運動ヲ起シマシテ、是ハ主トシテ商
工會議所、情報局當面ノ責任者トナリマシ
テ、私共之ニ參加致シマシテ、最初ハ全國
十大都市ト思ツタノデアリマスガ、他ノ都
市モ之ニ自發的ニ參加ヲ致シマシテ、地方裁
判所、區裁判所所在地、殆ド總テニ付テ此
ノ運動ヲ起シマシタ、即チ講演會、引續キ
座談會ヲ數日ニ亘ツテ催シマシタ、此ノ座
談會ニ付キマシテハ成績ガ極メテ良好デア
リマス、是ハ反響ガアツタト思ヒマス、併
シソレガ爲ニ俄カニ犯罪ガ激減シタカト申
シマスト、必ズシモサウデハナイノデアリ
マシテ、此ノ運動ハ出來得ル限り續ケタイ
ツタヤウニ思ヒマス、私共ノ方面カラモ戰
慄スベキ事犯ノアルコトモ率直ニ申述べ、
サウシテ一般ノ人ノ反省ヲ願ツタ次第デア
リマス、是ハ反響ガアツタト思ヒマス、併
シソレガ爲ニ俄カニ犯罪ガ激減シタカト申
シマスト、必ズシモサウデハナイノデアリ
マス、明後日午前十時カラ開會致シマス
ヤウ御取計ヒヲ御願ヒ致シテ置キマス
○野村委員長 宜シイデス、モウ宜シウゴ
ザイマスカ——ソレデハ今日ハ是デ散會致
シマス、午後零時三十分散會

昭和十七年二月八日印刷

昭和十七年二月九日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局